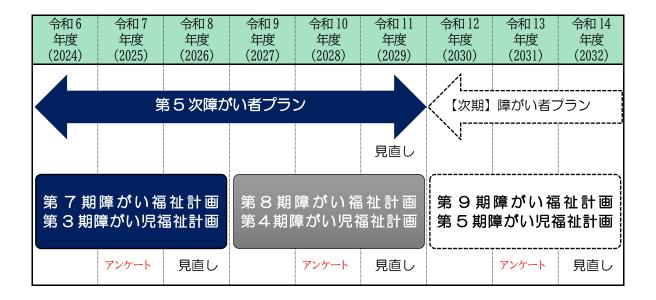
(2) 計画期間

第5次障がい者プランの期間については、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を目標年度として6年間、障がい福祉計画については、第6期の実績を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度を第7期の計画期間とします。

また、障がい児福祉計画についても第2期の実績を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。



第3節 計画の対象者

本計画は、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、支え合う共生社会の実現を目指すことから、全市民を対象とします。

本計画で示す障がい者とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、発達障害者支援法第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の 広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などのほか、高次 脳機能障害及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者についても対 象とします。ただし、法令などにより、一部の事業では対象とならない場合もありま す。

なお、本計画においては、児童(18歳未満の者)を対象とした制度、施策事業、サービスについては「障がいのあるこども」と表記していますが、その他の者については年齢の区別なく「障がいのある人」と表記しています。

(3) 障がいのある人の雇用・就労状況

「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率については、令和4年6月1日現在、ハローワーク龍ケ崎管内における常用労働者数43.5人以上の民間企業の46.9%が、目標とすべき法定雇用率2.3%を達成しています。

なお、「<mark>障害者雇用促進法」の改正により、</mark>令和6年4月1日からは、対象となる事業主の範囲が常用労働者数40.0人以上に引き下げられます。

< 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 >

	法定雇用率				
事業主区分	現行	令和6年 4月1日以降			
民間企業	2.3%	2.5%			
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%			
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%			

< ハローワーク龍ケ崎管内の民間企業の障がい者雇用状況 >

令和4年6月1日現在(単位:人)

												可们4工	F 0 月 .	l 日現在	:(毕业	. · 八)	
		法	身体	本障が	い者		矢	口的障:	がい者		精	伸障がい	者	計		雇	達
産 業 別	定常用労働者数		A 重度	B重度以外	C短時間重度	D短時間	重度	F 重度以外	G 短時間重度	以外短時間重度	精神	J 短時間	K うち特例該当者	A× 2+B+C+D ×0.5+E × 2+F+G+H × 0.5+I+J +K×0.5	雇用率%	用率達成企業数	成企業の割合%
農業.林業	1	69.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業.採石業. 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2	184.5	I	1	I	I	I	ı	-	-	-	-	-	1.0	0.54	-	-
製造業	42	5. 594. 5	20	25	1	-	2	24	-	-	9	_	-	103.0	1.84	20	47.6
電気・ガス・熱 供給・水道業	1	158.5	1	-	I	I	I	I	1	1	1	1	-	3.0	1.89	1	100.0
情報通信業	3	158.5	-	-	_	_	-	_	-	-	1	-	1	2.0	1.26	1	33.3
運輸業·郵便業	8	1.108.5	5	2	-	-	3	4	1	-	4	1	-	27.5	2.48	6	75.0
卸売業・小売業	10	1.622.0	3	5	1	2	-	6	-	2	4	-	-	24.0	1.48	3	30.0
金融業.保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産.物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究.専門・ 技術サービス	2	139.5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.72	-	-
宿泊業.飲食サー ビス	2	206.5	1	-	-	-	-	1	-	-	2	1	1	6.0	2.91	2	100.0
生活関連サービ ス業.娯楽業	4	306.5	1	-	-	-	1		-	-	-	1	-	4.0	1.31	2	50.0
教育. 学習支援	2	397.5	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	8.5	2.14	1	50.0
医療.福祉	37	6.212	20	26	24	20	1	10	23	21	17	77	27	214.5	3.45	18	48.6
複合サービス事 業	2	310.0	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	_	6.0	1.94	1	50.0
サービス業(他 に分類されな い)	14	1.865	5	8	1	1	1	5	-	-	6	2	1	34.0	1.82	6	42.9
計	130	18.333	60	73	27	24	8	50	24	23	45	82	30	434.5	2.37	61	46.9
·														/次心.			

(資料:茨城労働局)

(4) 障がいのあるこどもの就学状況

令和5年5月1日現在、市立の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒は、小学生217人、中学生107人、合計で324人です。市内在住者で県内の特別支援学校小学部、中学部に通学している児童・生徒は、令和5年5月1日現在、小学部28人、中学部18人、合計で46人です。

< 小・中学校特別支援学級と学級児童生徒数・学級数 >

令和5年5月1日現在(単位:人)

上欄:特別支援学級児童生徒数 中欄:普通学級児童生徒数 カッコ内:普通学級数												
		0.4	0.4			0.4	普通		特別支	援学級		A -1
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学級	知的障がい	情緒障がい	言語障がい	計	合計
	14	27	45	41	45	45						
小学校	472	501	490	508	542	550	3,063	69	137	11	217	3,280
	(19)	(22)	(20)	(22)	(21)	(19)	(123)	(15)	(23)	(3)	(41)	(164)
	44	39	24									
中学校	532	543	551	`			1,626	49	58	0	107	1,733
	(17)	(17)	(17)				(51)	(7)	(10)	(0)	(17)	(68)
	合 計						4,689	118	195	11	324	5,013
		ĺ	合 計				(174)	(22)	(33)	(3)	(58)	(232)

(資料:龍ケ崎市教育委員会)

< 市内在住者の県内特別支援学校の在籍状況 >

令和5年5月1日現在(単位:人)

		小学部								中学部			
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	合計	
在籍者数	8	3	6	0	5	6	28	6	6	6	18	46	

(資料:龍ケ崎市教育委員会)

また、市内の小・中学校に在籍している障がいのあるこどもに対して、学校における 教育活動を援助し、教育効果の充実を図るため、障がい児支援員を派遣する事業を実施 しています。令和5年度は141人の児童・生徒が本制度を利用しています。

< 小・中学校の障がい児支援員派遣状況 >

令和5年5月1日現在(単位:人)

						14	IH O I O	/ 3 - 11 - /		<u> </u>
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
支援員を利用した 児童・生徒数 (人)	73	2	79	2	88	1	118	0	141	0
委託団体数	3	1	3	1	3	1	3	0	3	0

(資料:龍ケ崎市教育委員会)

施策10 行政等における配慮の充実

【現状と課題】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいに合わせた 合理的配慮の提供が行政や事業所に義務付けられました。これに伴い、市では、「障が いを理由とする差別の解消の推進に関する龍ケ崎市職員対応要領(以下、龍ケ崎市職員 対応要領)」を作成しました。

障がいのある人も障がいのない人と平等に人格を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くため、個別の調整や変更をする必要があります。

【施策の方向性】

市職員は、「龍ケ崎市職員対応要領」に基づき、市庁舎内外を問わず、多様な場面において、市民に対する合理的配慮の提供を行います。

【数値目標】

指標名	前回の現状値	現状値	目標値
	平成29年年度	令和5年度	令和11年度
手話通訳者などの配置	0人	1人	2人

施策の展開(1)行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

_						
/1 \	士啦只	1~ ナノノナ	プロマヤス		Λ+#\#	
(1)		にわけ	の埋書を	美別解消	ひノぞ年7出	

- □ 「龍ケ崎市職員対応要領」に基づき、障がいのある人に対して合理的な配慮を提供します。
- □ 差別解消の推進を図るため、職員に対して必要な研修および啓発を行います。

施策の展開(2)選挙等における配慮

① 多様な選挙方法の対応 【人事行政課】

- □ 郵便などによる不在者投票や代理記載の周知を行い、障がいのある人の投票に配慮します。
- □ 投票所において、車椅子用記載台、点字による候補者名簿、拡大鏡、点字器、文鎮などを設置し、障がいのある人がより投票しやすい環境を整備します。

施策の展開(3)司法手続き等における配慮

① 裁判所における意思疎通支援の対応 「障が、福祉課」

□ 障がいのある当事者に対する点訳サービス・手話通訳者派遣サービスなどの意思疎通 支援事業を充実させ、合理的な配慮を行います。



1. SDGsについて

SDGsとは、Sustainable Development Goals の略であり、平成27年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択され、令和12年までに達成を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットからなり、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



【計画とSDGsとの関連について】

本計画は、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsにおける以下の目標を踏まえ、施策を推進していきます。







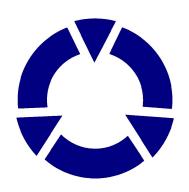






2. 計画策定の経過

開催	会議等	内容
令和 4 年 11 月 25 日~ 令和 4 年 12 月 19 日	アンケート実施	龍ケ崎市障がい福祉に関する実態調査 (障がい者・一般市民)
令和5年3月22日	障がい者自立支援協議会 令和 5 年第 1 回計画検討部会	龍ケ崎市障がい福祉に関する実態調査に ついて
令和 5 年 5 月 30 日	令和5年第1回障がい者自立支援協議会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画について(諮問)
平成5年9月15日	障がい者自立支援協議会 令和 5 年第 2 回計画検討部会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)について
令和 5 年 10 月 13 日	障がい者自立支援協議会 令和 5 年第 3 回計画検討部会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)について
令和 5 年 11 月 15 日	庁議	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)について
令和 5 年 11 月 29 日	市議会全員協議会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)について
令和5年12月4日~ 令和6年1月4日	パブリックコメント	
令和6年1月25日	障がい者自立支援協議会 令和 6 年第 1 回計画検討部会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)のパブリックコメントの結果及 び市の考え方について
令和6年2月5日	庁議	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画(案)のパブリックコメントの結果及 び市の考え方について
令和6年2月13日	令和6年第1回障がい者自立支援協議会	龍ケ崎市第5次障がい者プラン・第7期 障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計 画について(答申)



龍ケ崎市

龍ケ崎市第5次障がい者プラン 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6(2024)年●月発行)

発 行 龍ケ崎市

編集龍ケ崎市福祉部障がい福祉課

〒301-8611

龍ケ崎市 3710 番地

TEL 0297-64-1111 (代表)

FAX 0297-64-7008

- ※この計画書は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害福祉サービス事業所で作成しました。
- ※この計画書は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。 ユニバーサルデザインフォントとは障がいのある人や高齢者をはじめ、 できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。